

県南広域振興局長告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和6年8月6日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 456号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市石鳥谷町新堀第42地割404番地先から413番地先まで	新	m 14.6～13.2	m 8.0
	旧	14.6～6.6	8.0
花巻市石鳥谷町新堀第44地割70番3地先から68番地先まで	新	11.9～10.5	64.4
	旧	10.5～9.4	64.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- (2) 期間 令和6年8月6日から同年9月6日まで